平成２６年（フ）第６９号
山形県米沢市小野川町1968番地の５原田方
債務者　山下　雅和
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第７０号
山形県米沢市福田町２丁目３番83号コンフォール５―108号室
債務者　大河原照子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第７４号
山形県米沢市城北１丁目２番34号
債務者　齋藤荘一郎
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第７５号
山形県米沢市城北１丁目２番34号
債務者　齋藤　和子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第５６号
山形県酒田市豊里字大割７番地の８
債務者　阿部和佳子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第８９０号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺619番地１
ヴィヴァレ東岩槻305号室
債務者　長野　美穂（旧姓久保木）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９０３号
埼玉県上尾市浅間台３丁目23番地21
債務者　木村　照夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９０４号
埼玉県上尾市浅間台３丁目23番地21
債務者　木村　美代
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９５０号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地２―８―205
債務者　小山内明美
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９９号
埼玉県川口市芝中田２丁目34番17号　メゾン丹波302、旧住所埼玉県川口市芝宮根町20番19号　メゾンリコウＢ202号室
債務者　佐藤　敏行
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１００８号
さいたま市桜区大字上大久保686番地３　榎本ハイツ205号
債務者　丸野　知美
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３６号
埼玉県久喜市栗原３丁目16番地９　アネックスＣ棟102
債務者　金田　尚士
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４２号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目12番25号　グラン・ドムール吹上204
債務者　齊藤　佑樹
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４３号
さいたま市岩槻区西町４丁目２番16号
債務者　吉住　惠一
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６６号
埼玉県加須市花崎北３丁目12番地12　コーポルーチェ104
債務者　常磐　　学
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６７号
さいたま市桜区栄和３丁目６番18号
債務者　鶴川ゆかり
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７５号
埼玉県幸手市栄１番13―103号
債務者　中谷由美子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係